

広島拘置所長 白川秀史

視聴覚指導等要領の制定について

標記について、次のとおり定め即日実施する。

おって、平成25年12月3日付け達示第14号「視聴覚指導要領の制定について」は廃止する。

(目的)

第1条 この要領は、自営作業受刑者（自営工場に許可された労役場留置者（いわゆるサンドイッチ労役）を含む。）の適切な視聴覚教育指導を行うこと及び死刑の言渡しを受けて拘置されている者（以下「死刑確定者」という。）の心情安定を図ることを目的とする。

(準拠規程)

第2条 視聴覚指導等は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律（以下「法律」という。）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び当所の処遇要領等に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(所管)

第3条 視聴覚指導等は、企画部門（指導）が主管する。

2 処遇部門の処遇担当職員は、企画部門（指導）の担当職員と連携して視聴覚教育指導等に当たること。

(名称)

第4条 視聴覚教育指導等の名称及び細目は、次のとおりとする。

- (1) DVD指導
 - ア 改善指導
 - イ 集会指導
 - ウ 誕生会
- (2) 死刑確定者DVD視聴
- (3) 釈放前指導TV
- (4) ラジオ聴取
- (5) その他（録音教材等聴講指導）

(処遇の原則)

第5条 各指導等の目的に応じて、DVD等を準備する。

2 改善指導に係る指導は、教育的な配慮を怠らないこと。

3 死刑確定者のDVD視聴は、法律第32条に定めるとおり、その者が心情の安定を得られるよう特に留意すること。

4 釈放前指導TV及びラジオ聴取において、指導上の問題が生じた際は、直ちに処遇首席及び企画首席（休日等で首席が不在の時は、統括矯正処遇官又は監督当直）に報告すること。

(指導の回数、指導時間及び指導対象者)

第6条 視聴覚指導の実施回数及び指導時間帯は広島拘置所改善指導実施要領等に基づき次のとおりとする。

(1) DVD指導

ア 毎月1回矯正指導の日に自営作業受刑者に対しDVD指導を実施する。

ただし、矯正指導の日のカリキュラム（矯正指導日予定表）の策定上、必要に応じ、DVD指導の回数を増やすことは差し支えない。

イ 上記以外の日に実施するときは、別途起案に基づき実施する。

(2) 死刑確定者のDVD視聴は、死刑確定者処遇に基づき、毎月2回矯正指導の日に実施する。

(3) 釈放前指導TV

釈放前指導は、平日の午後5時15分から同8時55分に実施する。

休日は午前10時から同11時30分及び平日の時間帯に実施する。

(4) ラジオ聴取の時間帯は、次のとおりとする。

平 日 12:00 ~ 13:00

17:15 ~ 21:00

休 日 10:00 ~ 21:00（行間音楽を除く）

なお、釈放前指導TV及びDVDを視聴している者には聴取させない。

(5) その他の指導については、広島拘置所改善指導実施要領に基づき、別途起案に基づき実施する。

(指導の準備及び報告)

第7条 DVD指導等で使用するDVDは、企画部門の担当職員が準備する。

2 釈放前指導TVは、処遇部門職員が準備し実施する。

3 ラジオ聴取は、企画部門の担当職員が作成した別紙に基づき、処遇部門職員が実施する。

4 その他の指導については、別途起案に基づき実施する。

別紙

所長	処遇部長	首席	第二統括	分類統括	処遇主任	担当

曜日	日付							
	7:24(免7:59)	起床音楽	起床音楽	起床音楽	起床音楽	起床音楽	起床音楽	起床音楽
9	30~45	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽
10								
11								
12	00~15							
	15~00							
13								
14	30~45	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽	業間音楽
15								
16								
17	00~15							
	15~00							
18								
19	00~30							
	30~00							
20	00~30							
	30~00							
21	00	就寝音楽	就寝音楽	就寝音楽	就寝音楽	就寝音楽	就寝音楽	就寝音楽
監督者印								
変更の内容 内容・理由								
備考	特別番組等の編入で好ましくない番組が予想された際、監督者判断により手動にて番組変更願います。							